

第25回検討会における主な発言

- 「意見が多数であった」について、いろんな発言をした人は数人いるが、多数ということには必ずしもならないのではないか。
→多数の方が発言したという趣旨での「多数の意見であった」という意味でよいのではないか。単に論点整理をして終わりではまずいと思うので、一つの方向性についての意見が集約されているという形が望ましい。
- （報告書案の）1ページの一番下の○の4行目に「これは」という表現があるが、「本報告書」とか「この報告書」というふうに修正したほうが良い。
- （報告書に出ている意見は）皆、重さは同じだというような解釈をしている。多数だ、少数だというのを入れると、いろんな議論になるので、よく考えてつくってほしい。
- 国民に理解を得るためには、原爆の被害がどういうものであったか明記してほしい。（報告書案には）援護法の前文から一部引用されているが、最後のあたりの文言が非常に意味が重いので、それを挙げてほしい。
→前文に書かれてあることを意識しているのだということが表現されておれば、よしとしていいのではないか。
→前文を参照するなど、技術的には可能ではないか。
→少なくとも「国の責任において」について、法に明記されていると示すべきである。
- 最高裁の判決の中で、この法律は国家補償的配慮があるとも言っている。そのことも基本的な押さえとして書いておいたほうがいい。
- （検討会では）科学的にわかった部分と、わからないところで、どこに線を引こうかということを議論してきたということではないか。
→わからないではなく、不十分さがあったのではないか。残留放射線については十分でない。
- （放射線）防護ではともかく、放射線を浴びてこのパーセント以下だからだめだという認定（の基準）に使ってはいけない。被爆者一人一人の感受性もあるので、余り科学的知見の厳密性を標榜して議論しないほうがよい。

- （報告書案の）10 ページの下から2つ目の○で、「非がん疾病の具体的な認定要件が不明確であり、分かりづらいことなども一因と考えられる」の部分で、非がん疾患に関しては、「放射性起因性が認められること」という前文があるが、分科会等では科学的な知見に基づいて判断している。「不明確」を取るか「抽象的な文言」などの言葉に変えてほしい（同趣旨が8ページの一番下から4行、5行も有り）。

- （報告書案の）10 ページの上から2つ目の○「これに対し、裁判では個別の事例に基づいて判断が行われる」は、「事例」に基づいて判断するのではなく、個別の「事情」という趣旨ではないか。

- 10 ページの2つ目の○で「判決を一般化した基準を設定することは困難との意見が多数であった」の後に、（3つ目の○との流れで）2つ目の最後で、文章の流れから「多数であった」と言わなくてもいいのではないか。
 - 事実としてはそうであった。
 - （判決で）行政の認定のやり方が間違っているとあり、どう一般化するかを議論しなければいけない。「一般化した基準を設定することは困難」は多数の意見なのか。
 - 国語の問題だと思う。「困難である」と言い切ってしまうと、他の意見が反映されない。だから、あえて意見が分かれていることを明確にするために、わざと切って、「多数であった」という言い方をしている。
 - それぞれの意見の価値評価をするのは適当でないと思う。しかし、少なくとも多かったか、少なかったというところは書いたほうが、議論の経過をお伝えするのに適当ではないか。
 - 通常、検討会の報告というのは、先に多数の意見はこうだと書いて、次にこういう意見もあるという形だが、今回は順序が違う。御意見等は十分尊重して取り入れているのではないか。

- （報告書案の）15 ページの最後の「むすび」の2つ目の○で「科学に限界があることを踏まえて施策を考えていくことが必要である」の表現があるが、どう考えればよいか。科学で証明できないものも何らかの施策の検討をしてくれという意味なのか。
 - 科学的な知見あるいは疫学的な事実を重視するが、科学に限界がある。施策そのものについては、科学で全て割り切れるということではない部分は、さまざまな視点から価値観を考えてやるべきだということではないか。
 - 例えばがんと非がん疾患を分けるとか、あるいはがんにしても、何キロまでとか、科学的な限界を考慮しつつ取り入れてることが、検討会での合意になってきたのではない

いか。

→限界があることを念頭に置いた上で、現在、既に科学で説明し切れない部分も受けとめていこうという前提ではないか。新しい科学的知見が出てくれば、取り入れるべきだということが各論で書かれているし、いわゆる総合認定という手法がありそれはそれで大切。この1行で評価するというのは難しく、各論で見えていくべき。

○（報告書案の）7ページで「援護を行う際には、援護の理由を客観的に説明できるように」とあるが、「客観的に」の意味合いについて、もう少し明確にしておいたほうがよい。

→こういう援護の目的で広げたということをわかりやすく国民に対してお話しできるようなものとして考えた。援護法に書いてあるもので客観的に説明が十分であると考えてもらえれば良い。

○（報告書案の）8ページの一番下の行に「科学的知見とともに、限られた情報の下で判断することの限界も考慮しつつ」とありまして、科学的知見とともに、情報なども不正確であるということも含めて考えるべきと両方踏まえなさいといけないのではないか。正確を期すのであれば、科学だけの問題ではなくて、事実を認識することにも限界があるということを入れておいたほうが、より意見を反映するのではないか。

○検討会では2つほど争点があった。一つは、科学的根拠が頼れる物差しかどうかで、科学的根拠を抜き、援護はあり得ないと支持する人が多かった。もう一つは司法と行政の乖離で、圧倒的に司法（の判断）に対して、個別の判断であり、行政で判断しなければいけないというのが多数であり、その2つのメッセージが総論として伝われば良いと思う。

○「むすび」の一番最初の○にある「苦難に想いを馳せ、援護の精神に基づいて、被爆者に寄り添うという視点が何よりも大切である」という観点から、8ページから9ページにかけて「外形的な標準を示し」の部分も同じ視点に立つという理解であり、（認定を）逆に狭めるということが決してあってはならない。

○（裁判で国が）負けた中身をどういうふうにかかしていきという努力が出てこないといけない。「一般化した基準を設定することは難しい」が多数だという内容に納得できない。
→判決に対する見方、評価というのは、率直に申し上げて違う。国は判決の趣旨に従って対応しなければいけないが、それを一般化できるかどうかは問題である。控訴しない理由というのは、事案によってそれぞれ違うので、結果だけを捉えて一般化できるとい

うのは、意見が違ふということにならざるを得ない。

→「司法の判断を一般化して基準を設定することは困難」というのは、他の多数の委員の意見であり、これでいいと思っている。反対と言うのはおかしいのではないか。もし、意見が十分反映されていないとしたら「(自らの意見の) ここを修正してほしい」というではないか。

→ここにいる委員の意見が全部 100 %正しいというわけではなくて、皆違っている。自分の意見以外のものがおかしいという言い方は、民主的な議論の展開においてはおかしい。それはそれで認めるしかないのではないか。

○本当に一般化した認定基準を設定するのは難しいのか。判決に従って行政の基準を直すべきであるというふうに思うが、委員の皆様はどう考えているのか。

→一審判決が積み重なった場合に、どういうふうに評価するかは議論があり得るところだが、結論としては、疾病名にしる、あるいは距離的、時間的な要件の問題にしる、司法判断で認められたものを全部行政のほうに持ってきて基準化することは難しいというのが多数の意見だった。

→司法の意見を受け入れて一般化した基準を設けるという意見をもう少しクリアに書くことぐらいはできるのではないか。

→科学的な論文も一次的なレベルだと、物すごくおかしなものもいっぱい入っている。今の一審というのは、多分最初の、まだ洗練されていない論文のようなレベルではないか。本当に医学的な常識ではどの医者も考えられないような判決もあり、客観的な状況をどうつかまえていくことではないか。

○裁判は圧倒的多数が行政のやり方を改めるべきであるという趣旨の判決を出している。

そういうものを認定の基準として一般化するということは困難という言い方はしてはいけないのではないか。十分にお互いが納得できる議論にはなっていなかった。

→いろんな方の説明を聞いて、それなりに困難であるというのをよく理解した上で、十分に議論したと思う。相手の議論が納得できないとの意見の対立はしょうがない。

○(検討会として) ここまで考えてきたが、今後も考えますよというのがあっても良いのでは無いか。これで終わったと思ったら大間違いだと思っている。むしろ今後への問題も、ちょっとは提起したような文章をつけ加えてもらいたい。